第二十二条第七項を次のように改める。

7　平成二十五年四月十二日以前に製作された自動車については、細目告示第三十二条第一項本文中「「ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。）」とあるのは「及び「ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）」とあるのは「及び「ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）」と、「協定規則第十四号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第十四号の技術的な要件（同規則第七改訂版補足第四改訂版の規則５・３・８・を除き、同規則第七改訂版補足改訂版の規則５・３・８・を含む。）」と、細目告示第百十条本文中「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは「年少者用補助乗車装置取付具（「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた二個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置をいう。）」と、「協定規則第十四号の技術的な要件（同規則第七改訂版補足第四改訂版の規則５・３・８・を除き、同規則第七改訂版補足改訂版の規則５・３・８・を含む。）」と、細目告示第百十条第１項第１号及び第二号並びに第三項第二号中「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは「年少者用補助乗車装置取付具（「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた二個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置をいう。）」と読み替えることができる。

9　平成二十五年四月十二日以降に製作された自動車については、細目告示第三十二条第１項中「「ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。以下同じ。）」とあるのは「及び「ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）」と、細目告示第百十条第一項及び第三項中「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは「年少者用補助乗車装置取付具（「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた二個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置をいう。）」と、細目告示第百十八条第一項第四号及び第六号並びに第三項第１号及び第三号中「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは「年少者用補助乗車装置取付具（「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた二個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置をいう。）」と読み替えることができる。第二十二条第１項中「「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）」とあるのは「「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。以下同じ。）」と、「協定規則第十四号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第十四号の技術的な要件（同規則第七改訂版補足第四改訂版の規則５・３・８・を含む。）」と、細目告示第百十条第１項第１号及び第三号中「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは「年少者用補助乗車装置取付具（「ＩＳＯＦＩＸ取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた二個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置をいう。）」と読み替えることができる。

10　細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項の規定は、当分の間、細目告示第三十二条第二項中「協定規則第二十九号の技術的な要件（同規則補足改訂版４・、６・及び７・に限る。第百十条において同じ。）」とあり、及び第百十条第二項中「協定規則第百二十九号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第六改訂版の規則４・、６・から８・まで及び15・に限る。）」と読み替えることができるものとする。

附　則

この告示は、平成二十六年１月二十六日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１４１３１号

神奈川県横浜市旭区今宿西町288－２　今宿西ビル３階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市旭区今宿西町474番地１　アヴァンサール21－204

債務者　株式会社東日本スリーエス

代表者代表取締役　山本　英樹

１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　齋藤　雅弘

４　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月４日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１３３号

神奈川県横須賀市根岸町２丁目31番１号

債務者　有限会社創作季節料理清水

代表者清算人　清水　政徳

１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　阿南　剛

４　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１３５号

大阪府大阪市鶴見区諸口１丁目１番80号

債務者　アールディー株式会社

代表者代表取締役　渡辺　裕文

１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　鈴木　みき

４　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月４日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９７号

東京都江東区猿江１丁目６番９号

債務者　株式会社幸文社石井印刷所

代表者代表取締役　石井　治久

１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　有賀　隆之

４　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２００号

千葉県四街道市千代田４丁目21番５号

債務者　有限会社千葉ワンド社

代表者代表取締役　山下　秀明

１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　粟澤　方智

４　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６６号

東京都港区赤坂４丁目13番８号

債務者　株式会社アークロード一級建築士事務所

代表者代表取締役　副嶋　和彦

１　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　堀　　招子

４　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部